

水稲病虫害防除事業補助金交付要領

(目的)

第1 いばらき広域農業共済組合（以下「組合」という。）は、病虫害による被害を未然に防止し、生産性及び品質の向上を図るため防除を実施した組合管内に住所を有する生産組合等、法人及び地区共同防除組織等（以下「団体等」という。）に対し、本要領により農薬代の一部として補助金を交付する。

(交付の対象)

第2 組合の区域内において、水稲を対象として病虫害防除を実施した団体等とする。

(交付の条件)

第3 防除を実施した団体等の構成員が、農作物共済（水稲）の加入者又は農作物共済（水稲）から農業経営収入保険に移行した者とする。

(交付の額)

第4 交付の額は、防除実施面積（同一圃場を複数回防除しても1回に限る。）と引受面積を精査し、以下を基準として補助金を交付する。ただし、交付額の総額は、予算の範囲内とする。

(1) 1haあたり1,500円

また、茨城県農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が規定する損害防止事業補助金交付要領に基づき対象となる場合は、別途加算のうえ交付する。

(交付の申請)

第5 交付を受けようとする団体等は、10月末日までに以下の申請書類を組合に提出するものとする。

- (1) 水稲病虫害防除事業補助金交付申請書（様式1）
- (2) 散布に要した農薬の納品書等の写し
- (3) 水稲病虫害防除事業実施明細書及び実施状況写真等

(交付の時期)

第6 組合は、連合会より補助金の交付を受けた後、速やかに団体等へ交付する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領の変更は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領の変更は、令和6年4月1日から施行する。

水稲共同防除促進事業補助金交付要領

(目的)

第1 いばらき広域農業共済組合（以下「組合」という。）は、安全かつ効率的な共同防除の促進を図ることを目的として、水稲の損害防止事業を積極的に実施する農林航空防除実施主体（以下「実施主体」という。）に対して補助金を交付する。

(補助金の額)

第2 共同防除を実施した実施主体に対し、次に掲げる額を交付する。

(1) 水稲 1 h a 当たり 1 5 0 円

(補助金の財源)

第3 これに要する財源は、茨城県農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が定める損害防止事業補助金交付要領により交付される補助金とする。

(補助金交付の手続き)

第4 組合は、第3の交付要領に基づき、管内の実施主体の共同防除実施計画と自らの実施計画を踏まえ関係書類を連合会へ提出し、連合会が定める期日までに補助金交付申請書類を提出する。

(補助金交付の時期)

第5 組合は、連合会から補助金の交付を受けた後、速やかに実施主体に交付する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領の変更は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領の変更は、令和7年4月1日から施行する。